

# 医療費控除について

## 医療費控除とは

その年の1月1日から12月31日までの間に、自分自身または同一生計の配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合で、その医療費が一定額を超える場合、支払った医療費を基に計算される金額を所得控除として申告することができます。これを医療費控除といいます。

## 医療費控除の対象となる医療費の要件

納税者が自己または同一生計の配偶者や親族のために支払った医療費であること

その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること

※未払いの医療費については、実際に支払った年の医療費控除の対象になります。

医療費控除には、以下の2種類があります。どちらか一方を選択でき、併用はできません。

## 1. 通常の医療費控除（控除額：上限200万円）

納税者が自己または同一生計の配偶者や親族のために1年間に支払った医療費が10万円（または所得の5%）を超えた場合、超過分の医療費をその年の所得から控除できます。

控除額の計算方法

控除額 = (1年間に支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額<sup>①</sup>) - 10万円<sup>②</sup>

## 2. セルフメディケーション税制（控除額：上限8万8千円）

特定の市販薬のドラッグストア等での購入や、健康診査や予防接種などの健康維持活動を行っている場合に利用できます。1年間の特定一般用医薬品等購入費の合計額が1万2千円を超えた場合、超過分の特定一般用医薬品等購入費をその年の所得から控除できます。通常の医療費控除との選択により控除を受けることができます。

控除額の計算方法

控除額 = (1年間に支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金などで補てんされる金額<sup>①</sup>) - 1万2千円

---

① 保険金などで補てんされる金額には、健康保険からの出産育児一時金や加入している保険の入院給付金などが含まれます。

② 総所得金額等が200万円未満の方は、10万円の代わりに総所得金額等の5%が適用されます。